

熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例をここに公布する。

平成24年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第55号

熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)の規定に基づき、法第16条第1項及び第2項の規定により県が設置する職業能力開発校及び職業能力開発短期大学校が実施する職業訓練の基準等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(普通課程の普通職業訓練の基準)

第3条 普通課程の普通職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練の対象者 学校教育法(昭和22年法律第26号)による中学校を卒業した者(以下「中学校卒業者」という。)若しくは同法による中等教育学校の前期課程を修了した者(以下「中等教育学校前期課程修了者」という。)若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であること又は同法による高等学校を卒業した者(以下「高等学校卒業者」という。)若しくは同法による中等教育学校を卒業した者(以下「中等教育学校卒業者」という。)若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であること。
- (2) 教科 その科目が将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- (3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合においては、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと。
- (4) 訓練期間 中学校卒業者若しくは中等教育学校前期課程修了者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者(以下この項において「中学校卒業者等」という。)を対象とする場合にあつては2年、高等学校卒業者若しくは中等教育学校卒業者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者(以下この項及び第5条第1項において「高等学校卒業者等」という。)を対象とする場合にあつては1年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、中学校卒業者等を対象とするときにあつては2年

以上4年以下、高等学校卒業等を対象とするときにあつては1年以上4年以下の期間内で当該訓練を適切に行うことができると認められる期間とすることができる。

- (5) 訓練時間 1年につきおおむね1,400時間であり、かつ、教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間（以下「総訓練時間」という。）が中学校卒業等を対象とする場合にあつては2,800時間以上、高等学校卒業等を対象とする場合にあつては1,400時間以上であること。ただし、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、1年につきおおむね700時間とすることができる。
- (6) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。
- (7) 訓練生（訓練を受ける者をいう。以下同じ。）の数 訓練を行う1単位につき50人以下であること。
- (8) 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。
- (9) 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間1年以内ごとに1回行うこと。ただし、最終の回の試験は、法第21条第1項の規定による技能照査（以下「技能照査」という。）をもって代えることができる。

2 規則で定める訓練科に係る訓練については、前項各号に定めるところによるほか、規則で定めるところにより行われるものとする。

（短期課程の普通職業訓練の基準）

第4条 短期課程の普通職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

- (1) 訓練の対象者 職業に必要な技能（高度の技能を除く。次号において同じ。）及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。
- (2) 教科 その科目が職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- (3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合においては、適切と認められる方法により添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導を行うこと。
- (4) 訓練期間 6月（訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合にあつては、1年）以下の適切な期間であること。
- (5) 訓練時間 総訓練時間が12時間以上であること。
- (6) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

(専門課程の高度職業訓練の基準)

第5条 専門課程の高度職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練の対象者 高等学校卒業者等であること。
- (2) 教科 その科目が将来職業に必要な高度の技能（専門的かつ応用的な技能を除く。次条において同じ。）及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- (3) 訓練期間 2年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、1年を超えない範囲内で当該期間を延長することができる。
- (4) 訓練時間 1年につきおおむね1,400時間であり、かつ、総訓練時間が2,800時間以上であること。
- (5) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。
- (6) 訓練生の数 訓練を行う1単位につき40人以下であること。
- (7) 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。この場合において、次のいずれかに該当する者を1人以上配置すること。

ア 次のいずれかに該当する者

(ア) 博士若しくは修士の学位（外国において授与されたこれに該当する学位を含む。第11条第1号において同じ。）を有する者若しくは応用研究課程若しくは研究課程の指導員訓練を修了した者若しくは研究上の業績がこれらの者に準ずる者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの又は学校教育法による大学若しくは職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、教授若しくはこれに相当する職員としての経歴を有する者

(イ) 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校において准教授、専任講師又はこれらに相当する職員としての経歴を有する者で、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

イ 研究所、試験所等に10年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者

- (8) 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間1年以内ごとに1回行うこと。

2 規則で定める訓練科に係る訓練については、前項各号に定めるところによるほか、規則で定めるところにより行うものとする。

(専門短期課程の高度職業訓練の基準)

第6条 専門短期課程の高度職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

- (1) 訓練の対象者 職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。
- (2) 教科 その科目が職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- (3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合においては、適切と認められる方法により添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導を行うこと。
- (4) 訓練期間 6月(訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合にあっては、1年)以下の適切な期間であること。
- (5) 訓練時間 総訓練時間が12時間以上であること。
- (6) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

(公共職業能力開発施設以外の施設において行うことができる訓練)

第7条 法第15条の6第1項ただし書の条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 主として知識を習得するために行われる職業訓練
- (2) 短期課程(短期間の訓練課程をいう。以下同じ。)の普通職業訓練に準ずる職業訓練
- (3) その教科の全ての科目について簡易な設備を使用して行うことができる職業訓練(公共職業能力開発施設で行う職業訓練とみなして行うことができる訓練)

第8条 法第15条の6第3項の条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練とする。

(無料とする公共職業訓練の基準)

第9条 法第23条第1項第3号の条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 職業能力開発校において行う短期課程の普通職業訓練(職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。)

(2) 障害者のみを対象として行う普通課程の普通職業訓練

### (3) 国の委託を受けて行う普通課程の普通職業訓練

(普通職業訓練における職業訓練指導員の資格の基準)

第10条 法第28条第1項の条例で定める者は、同項に規定する都道府県知事の免許を受けた者又は次の各号のいずれかに該当する者（職業訓練指導員免許を受けた者及び職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者にあつては、規則で定める者に限る。）とする。

- (1) 法第28条第1項に規定する職業訓練に係る教科（以下この条において単に「教科」という。）に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者で、その後1年以上の実務の経験を有するもの
- (2) 教科に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者で、その後3年以上の実務の経験を有するもの
- (3) 教科に関し、学校教育法による大学を卒業した者で、その後4年以上の実務の経験を有するもの
- (4) 教科に関し、学校教育法による短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後5年以上の実務の経験を有するもの
- (5) 教科に関し、法第30条第1項に規定する職業訓練指導員試験の免除を受けることができる者
- (6) 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として規則で定める者

(高度職業訓練における職業訓練指導員の資格の基準)

第11条 法第30条の2第1項の条例で定める者は、高度職業訓練（専門短期課程を除く。）に係る教科につき、法第28条第3項各号に掲げる者と同等以上の能力を有する者のうち、相当程度の知識又は技能を有する者として次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 博士若しくは修士の学位を有する者若しくは応用研究課程若しくは研究課程の指導員訓練を修了した者又は研究上の業績がこれらの者に準ずる者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- (2) 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、教授、准教授、専任講師又はこれらに相当する職員としての経歴を有する者
- (3) 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、助教又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であつて、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

- (4) 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、3年以上、助手又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であって、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- (5) 研究所、試験所等に5年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者
- (6) 3年以上、教育訓練に関する指導の経験を有する者であって、優れた技能又は専門的な知識を有すると認められるもの
- (7) 10年以上（長期課程の指導員訓練を修了した者又は学士の学位（外国において授与されたこれに該当する学位を含む。）を有する者にあつては、5年以上）の実務の経験を有する者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。